

議員提出議案第3号

葛飾区重度要介護高齢者手当に関する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月21日

提出者 10番 おりかさ 明実 11番 中江秀夫
12番 渡辺キヨ子 31番 三小田准一
32番 中村しんご

葛飾区議会議長 梅沢五十六 殿

(提案理由)

高齢者の福祉の増進を図るため、重度の要介護高齢者に手当を支給する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区重度要介護高齢者手当に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度の要介護状態にある高齢者に、重度要介護高齢者手当（以下「手当」という。）を支給することにより、当該高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第2条 手当の支給を受けることができる者は、葛飾区の区域内に住所を有する65歳以上の者で、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条に定める要介護認定を受けた者であって、かつ、その要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護4又は要介護5に該当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する要件に該当する者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

- (1) 介護保険施設（法第8条第22項に規定する施設をいう。）に入所しているとき。
- (2) 東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）に基づく重度心身障害者手当を受給しているとき。

(手当の額)

第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、1万円とする。

(支給の申請及び決定)

第4条 手当の支給を受けようとする者は、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより区長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その受給資格の有無を審査の上、支給の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(支給期間)

第5条 手当は、申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次条の適用を受けることができる者については、この限りでない。

(支給の始期の特例)

第6条 災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかった場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなった日の属する月に認定の申請があったものとみなし、その月から手当を支給する。

(支払時期)

第7条 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれ前月分までを支払う。ただし、区長が特別の事情があると認めるとときは、この限りでない。

(受給資格の消滅)

第8条 受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する支給要件を備えなくなったとき。
- (3) 手当の受給を辞退したとき。

(手当の返還)

第9条 区長は、偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け

出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 第 8 条第 2 号又は第 3 号に該当するとき。

(状況調査)

第 11 条 区長は、必要があると認めるときは、受給者又は同居の親族に対し、規則で定めるところにより報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(申請等の代行)

第 12 条 第 4 条第 1 項の規定による申請及び第 10 条の規定による届出は、当該行為を行おうとする者に代って、その者を介護している者が行うことができるものとする。手当の受領に関する行為についても、同様とする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。